

令和 8 年 度

北園武広君、橋本貴喜君、村川清則君、 永江恵子君に対する懲罰特別委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 北園武広君に対する懲罰の件について	3
1. 橋本貴喜君に対する懲罰の件について	1 3
1. 村川清則君に対する懲罰の件について	2 2
1. 永江恵子君に対する懲罰の件について	2 8

令和 8 年 6 月 1 8 日（木曜日）

北園武広君、橋本貴喜君、村川清則君、
永江恵子君に対する懲罰特別委員会会議録

栗 山 大次郎 君

令和8年6月18日 木曜日

午後2時30分開議

午後5時45分閉議（実時間153分）

○本日の会議に付した案件

1. 北園武広君に対する懲罰の件について
1. 橋本貴喜君に対する懲罰の件について
1. 村川清則君に対する懲罰の件について
1. 永江恵子君に対する懲罰の件について

○本日の会議に出席した者

委員長	田 方 芳 信 君
副委員長	山 本 敬 晃 君
委員	小 川 貴 史 君
委員	金 子 昌 平 君
委員	木 村 博 幸 君
委員	友 枝 和 也 君
委員	西 村 英 昭 君
委員	橋 本 幸 一 君
委員	堀 口 晃 君
委員	蓑 田 由 貴 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

議 員	北 園 武 広 君
議 員	橋 本 貴 喜 君
議 員	村 川 清 則 君
議 員	永 江 恵 子 君
議 員	た 一 み 一 君

○説明員等委員（議）員外出席者

議会事務局次長 時 枝 秀一郎 君

○記録担当書記 右 田 理 絵 君

（午後2時30分 開会）

○委員長（田方芳信君） 定足数に達しておりますので、ただいまから北園武広君、橋本貴喜君、村川清則君、永江恵子君に対する懲罰特別委員会を開会いたします。

まず、本特別委員会の傍聴及び放映に対する取扱いを協議いたしたいと思います。

委員会の傍聴につきましては、委員会条例第19条の規定により、委員長が許可することになっておりますが、本件は議員の身分に関する事件の審査であり、審査の内容によっては公平かつ詳細な審査を行うため、本委員会を一般傍聴者に公開しない運用も可能との考えもございますが、いかがいたしましょうか。（委員木村博幸君「公開をお願いします」と呼ぶ）

挙手をお願いします。

○委員（木村博幸君） 公開をお願いします。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） お諮りいたします。

本特別委員会の傍聴については公開とすることとし、あわせて、委員会放映を行う取扱いとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、審査に入ります前に、お手元に配付いたしております各資料について、事務局より説明いたさせます。

なお、6月15日の新庁舎建設工事に関する調査特別委員会の発言をテープ起こした文面及び配付された資料につきましては、委員会終了後、回収させていただきます。

○議会事務局次長（時枝秀一郎君） 議会事務局、時枝でございます。私から、議会における懲罰につきまして、規定なども踏まえながら、

説明をいたします。

まず、地方自治法第135条に定められています議会の懲罰は、議会の内部規律を維持し、議事のスムーズな進行を確保するために認められた、議会自律権に基づく重要な制度でございます。

地方議会は、住民の代表であります議員の皆様が多様な意見を闘わせ、地域の意思を決定する言論の府でございます。そこでは自由な議論が保障されており、同時に、議会の権威や品位が保たれ、秩序ある議事運営が行われることが大前提となっております。もしも、一部の規律を欠く言動により議事が停滞、混乱することとなれば、それは住民の信託に応える議会としての機能を自ら放棄することにつながります。

そのため、地方自治法は、議会自身に自浄作用を委ね、自らの秩序を乱した議員に対して科す制裁として懲罰を認めているものでございます。

この制度の目的は、単に個人の責任を追及することにとどまらず、議会の自律性を守り、公正な審議環境を維持すること、そして何よりも、議会全体に対する市民の信頼を確保することにその本質がございます。

それでは、資料に沿って説明をいたします。

1、懲罰とは、地方自治法並びに八代市議会会議規則及び八代市議会委員会条例に違反した議員に対し、議会の議決により科されるものです。その違反行為は、3、懲罰理由に掲げる例に該当する場合のみが懲罰の対象となるものとされており、主に議会の秩序や品位を乱すものとして、次のように規定されております。また、これに該当しないものは懲罰の対象とすることはできないと解されております。

地方自治法においては、第1に、①の議場の秩序を乱す行為でございます。具体的には、議長の許可を得ずに発言する、ほかの議員の発言を大声で妨害する、あるいは議長の指示、制止

に従わず、議事進行を著しく遅延、麻痺させる行為などがこれに該当いたします。

第2に、②③の品位を重んじる義務への違反でございます。地方自治法第132条には、無礼の言葉を使い、又は他人の私生活にわたる発言をしてはならないと明記されております。言論の府である議会において、過度な侮辱、名誉毀損、差別的な表現または根拠のない誹謗中傷を行うことは、議員としての品位を著しく汚す行為として厳しく戒められております。

第3に、④正当な理由のない欠席や不参でございます。招集に応じない、あるいは委員会等への出席を拒否し続ける行為は、住民の信託に基づく職務の放棄とみなされ、懲罰の対象となり得ます。

これらの行為は、単なるマナーの問題にとどまらず、議会全体の言論の自由と、公正かつ円滑な審議を根本から脅かす行為であるため、厳格な処分の対象として定められているものでございます。

それ以外としまして、⑤⑥の行為が懲罰の対象となるものと規定されております。

さらに、議会において、会議規則及び委員会条例に規定する議員として遵守すべき義務に違反する行為も懲罰の対象となります。

ただし、議員が議会活動や議会運営とは関係なく、議場外や委員会室外において、一私人として行った行為については懲罰の対象とはならないと解されておりますので、4、懲罰事犯の場所的範囲に記載しておりますとおり、議場や委員会室の中での行為により、会議運営に直接的な影響がある場合においてのみ、その行為に対し懲罰を科すことができると解されております。

また、5、懲罰事犯の時間的範囲、すなわち懲罰を求める時期、すなわち懲罰動議の提出期限につきましては、地方自治法及び八代市議会会議規則において、厳格な時間的制限が設けら

れており、懲罰の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならないと定められております。

このように厳格な期限が設けられている趣旨は、主に次の2点にあります。

第1に、議事運営の迅速性と安全性の確保でございます。過去の言動を長期間経過した後、蒸し返して懲罰を求めることは、現在の円滑な議事進行を妨げるおそれがございます。問題が生じた際は、記憶が鮮明であり、かつその議会の会期が持つ政治的文脈の中で速やかに正すべきであるという考えに基づいていると解されるものでございます。

第2に、手続の厳格性と公平性の担保でございます。時期を逸した動議の提出は、時に政治的な駆け引きや意図的な攻撃に利用される危険性をはらむこととなります。法が厳格なタイムリミットを課しているのは、恣意的な制度運用を排除し、対象議員の防御権を守るとともに、懲罰制度そのものの公正性を担保するためであると説かれております。

また、懲罰事犯についても会期不継続の原則の適用があり、原則としてその会期中の行為に限定されます。ただし、特別委員会の閉会中の継続審査に付することによりまして、次の会議において懲罰を科することができると解されております。

それでは次に、6、懲罰の種類につきまして説明をいたします。

地方議会における懲罰の種類は、次の4種類に限られておりまして、これ以外の懲罰を科すことはできません。そして、罰としましては、戒告が最も軽く、除名が最も重いものでございます。

1、公開の議場における戒告は、公開の議場において被処分者を議長の前前に起立させ、議長が戒告文を朗読するものです。

2、公開の議場における陳謝は、公開の議場

において被処分者に議会が定めた陳謝文を朗読させるものです。

3、一定期間の出席停止は、期間を定めて議会への出席を停止することです。

4、除名は、議員としての身分を失わしめるものです。この処分は、議員の資格を奪うこととなるため、議決するためには議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意が必要である特別多数議決の手続となります。

それでは、資料を先に進んでいただきまして、最後に9、懲罰の決定についてでございます。いかなる懲罰事犯に対して、いかなる懲罰を科すかについては議会の裁量に属しますが、その裁量の範囲については、条理上当然の限界はあるものと考えられ、軽微な懲罰事由に対して除名などの懲罰を科するようなことは、裁量権の範囲を逸脱したものとして違法と解されております。

また、資料ではお示ししておりませんが、議会運営に関する書籍におきまして、懲罰の審査に当たっては、懲罰事犯は自己の身分に関する重要事件であるため、委員長に対して一身上の弁明を申し出ることができる。これを認めるかどうかは委員会の議決により決定されるが、一般的には懲罰の審査を公正に行うため、動議の提出者だけでなく、懲罰事犯者からも弁明を聞くことが適当であるとされております。また、国会の懲罰委員会におきましても、懲罰事犯者からの一身上の弁明の申出があるときは許可することが例となっている旨の記述があることを添えさせていただきます。

以上で説明を終わります。

◎北園武広君に対する懲罰の件について

○委員長（田方芳信君） まず、北園武広君に対する懲罰の件を議題といたします。

本委員会での懲罰事犯の審査の進行について

て、委員長から委員各位にお願いがございます。

まず、本懲罰特別委員会は、去る6月15日の新庁舎建設工事に関する調査特別委員会における北園武広君の発言の一部が懲罰事由に該当するかを審査する場であります。

具体的に申し上げますと、地方自治法、会議規則並びに委員会条例に違反した発言等があったのかを判断し、その発言等が違反している場合、次に懲罰を科すのかを判断し、科すとした場合、どのように懲罰を科すべきかを審査する委員会であります。

よって、発言等の中身について、発言等の真相を究明するものではありませんので、本審査の趣旨に反する発言及び委員会条例第22条、秩序保持に関する措置に反する場合は、私から注意喚起を行います。

また、本審査については、配付資料に基づいて進めます。各委員の御理解、御協力を切にお願いいたします。

それでは、配付しております資料のうち、北園武広議員による6月15日の新庁舎建設工事に関する調査特別委員会での発言をテープ起こした文面を御覧ください。

次に、今回の懲罰動議の提出理由についてありますが、既に6月16日の本会議で聞いております。また、動議提出に伴う趣旨弁明をタブレットに格納しておりますので、朗読を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、本懲罰動議の発議者に対し、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で発議者に対する質疑を終了いたします。

次に、北園武広君より、本委員会において一身上の弁明をしたいとの申出がっております。

お諮りいたします。

北園武広君からの一身上の弁明を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、一身上の弁明を許可することに決しました。

なお、弁明が終わりましたら、速やかに審査に移行します。

北園武広君の入場を許します。

（北園武広君 入場）

○委員長（田方芳信君） 北園武広君に一身上の弁明を許可します。

なお、弁明については、今回の懲罰動議が提出されたことへの弁明でありますことを理解していただき、内容についても簡素に願います。

○議員（北園武広君） 北園武広です。私に対する懲罰動議につきまして弁明させていただきます。

本件につきましては、次に述べる3点により懲罰の対象となる事由に当たらないと考えております。

第1に、調査活動の正当性についてです。5月7日の訪問は、百条委員会委員としての職務を果たすため、議会の透明性向上を目的に実施した確認調査です。公開質問状を上司の方へお渡しした事実は認めますが、これは議員として正当な職務遂行の一環であり、議事妨害を意図したものではございません。

続きまして、第2に、軽率という発言の真意についてです。私が用いました軽率という言葉は、証人本人ではなく、上司の方へ質問状をお渡ししたという対応の手法に対して配慮が不足していた点を反省の意を込めて述べたものでございます。本発言の意図を一部切り取って懲罰の理由とすることは、本来の趣旨とは異なるも

のと考えております。

第3に、手続の側面についてです。本動議につきましては、法的な手続の期限や根拠において精査が必要であると考えております。議員の正当な調査権の行使が制限されることは、議会による監視機能の観点からも慎重であるべきで、今回の動議には疑問を感じざるを得ません。

以上のことを踏まえまして、今回の動議は、調査という議員の職務遂行に関する解釈の相違に起因するものと考えております。真実解明のために必要な活動であったことを御理解いただきたく、本動議につきましては棄却を強く求めます。

以上、私の弁明とさせていただきます。

○委員長（田方芳信君） 北園武広君の退場を求めます。

（北園武広君 退場）

○委員長（田方芳信君） それでは、以上を踏まえて、北園武広君の6月15日の特別委員会における発言のどの部分が懲罰の対象となるのか、北園武広君に対し、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうか、また懲罰を科すとすれば、地方自治法第135条に定めるいずれの懲罰を科すべきかについて御協議願います。

○委員（橋本幸一君） ちょっと事前に。この提案理由のこの中での質問、審議等は可なんですか。結局は、これ、まとめた、それがこの提案の出どころですからあるわけと思うんですが、連動していると私は解釈しているんですが。（「発議者に提出と質疑で受けてます」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） それやったら発議——。

○委員（山本敬晃君） なかったですけど。なかったんでもう終わりですよ。

○委員長（田方芳信君） それは特になかったし。

○委員（橋本幸一君） よろしいです。結局、提案理由のその中と連動しとるから、この中からもよろしいということ。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（金子昌平君） 百条委員会が開かれたこの当日の行動、言動がということをおっしゃってられますけど、そもそもなんですけど、その言動に問題があったからという意味合いなんですかね。その言動の中に何かがあって、それが事案になっているからという解釈なんですか。私、これ、全部、今さっと見ましたけど、懲罰に該当するものが一つも見当たらないんですけど。どういう解釈で進めていかれるんですか。

確認をただけであって、それに対して答えただけであって、それが何で懲罰動議に該当するのかが私にはちょっと理解ができません。

○委員長（田方芳信君） そのこのところは、発議の中で、発議者の中は……。

○委員（橋本幸一君） じゃあ、もうこの最初の提案理由のこの中でしか。これはもう要約しているわけでしょうから。

○委員（金子昌平君） こちらの提案理由のほうが。

○委員（橋本幸一君） 結局これを要約したやつがこれでしょうから。

○委員長（田方芳信君） だけん、今日、今ここにあるこれと、2枚に、——このタブレットとこちらのほうで進めていくということですので。

○委員（橋本幸一君） そういうことならばです——。

○委員長（田方芳信君） ちょっと小会しましょうか。（委員堀口晃君「よかです。そのままよかですよ」と呼ぶ）

○委員（橋本幸一君） これ、要約すれば、——か、そのものということで。

○委員長（田方芳信君） はい。

○委員（橋本幸一君） 私は、まず最初はここを見れば、どうしても、最初の懲罰の事犯があった日というのは、この持っていた日が私はもうこれに該当するしかないということをまず私、申し上げておきます。

それと、品位の尊重、第151条、議員には議会の名誉と権威を保持する義務があるという、これからすれば、逆に北園議員は、通常のこの百条委員会の第100条に基づく正当な調査権、私は行使であったと、私は理解しております。

また、本人に対しては、これはもう証人喚問が済んだ後で、本人に対してのいろんな議事の妨害とかそういうのはもう当たらないんじゃないかなという、そういう解釈でおりますので、私は、この懲罰委員会については非常に疑問を感じております。

○委員長（田方芳信君） そのほか意見ありませんか。

○委員（木村博幸君） 事実の確認、いつ何が起こったのかというところを解釈の仕方で今回は2つに分かれるというふうに思います。

私は、一つはこの議事録に載ってないところの言動でいきますと、実は橋本貴喜君の……

（「それは止めなくっていいんですか」「議事録に載っとらんとな」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） それは、橋本貴喜君の……

○委員（木村博幸君） 事実確認のときに、3人で、このデータは弁護士から頂いたんですよ。それも事前にというときに3人でお話をされてて、3人はそこを確認を取り合っていました。ですから、北園議員もそれは事前に頂いたのはその日だったというのを3人で認められた。北園議員もその日にもらったっちゃうのをですね。（「事案が違うでしょう」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） 今は北園議員だけん。

○委員（木村博幸君） 北園議員が確認したのはここに載ってないから、今御説明してます。

○委員長（田方芳信君） 載ってないことは……

○委員（木村博幸君） 言動でしょう、言動。

○委員（堀口 晃君） 今、橋本委員がおっしゃられた部分の、この懲罰事犯に当たらないんじゃないかということで、さっき金子委員も前言ってらっしゃいましたけど、3日以内という、この第160条の事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならないという、この事犯に当たらないんじゃないかという、こんな問題だったと思うんですね。

そこについては、地方自治法第135条第2項についても同じようなことが書いてあって、懲罰の動議は事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならないと規定しているわけですよ。

ただ、この規定の趣旨、先ほど時枝次長のほうからもありましたけども、2点大きな問題がありまして、議会内の秩序の維持を迅速に行うことがまず第1点ということで3日以内に決めるのである。

もう一つは、古い事案について蒸し返して示威的な懲罰を行うことを防止するというような、ここが問題であるから、3日以内ということになっているわけですよ。

したがって、今回のこの事案、議会が事実を知り得なかった、議会がそのことを知らなかったにもかかわらず、形式的に3日を経過したとして懲罰権、この懲罰権というのが消滅すると解釈するのは、この制度の趣旨に反するんじゃないかというふうに思っています。

そこで仮に犯罪事実が秘匿されていたとか、本人が否認していたとか、そして、ここが一番重要なんです、議会が客観的に把握できな

った、こういった場合で、実際の発生日から3日と解釈すると、本人が事実を隠し通せば懲罰を免れるということになるわけですね。隠し通せばね。これは法的なものの中においての一般原則という部分の信義則であつたりとか権利の濫用禁止、公平性の原則という部分にも反してくるわけですよ。

したがって、議会が懲罰事由を客観的かつ公式に認識した時点を基準に3日を起算すべきであるというふうに、こういう解釈が合理的であると。

本件では、百条委員会において証言がなされております。先ほどは、何かどれにも当たらなくておっしゃったけども、後から私はお話をしたいと思いますが、これは令和8年6月15日に本人が事実を認めたということであれば、少なくとも議会としては、この6月15日に初めて懲罰事由の存在を公式に確認をしたということになるわけですね。そういう評価ができると思うんです。

となると、6月15日、今回の懲罰動議が提出されており、適法であるということが十分成り立つというようなことを私は考えます。

そこで、本件は、事犯発生から起算すべき事案ではなくて、議会が懲罰事由を公式に認識した日を起算と解釈すべき事案であります。

もし発生日を基準とするならば、事実を隠蔽したもののほど懲罰を免れる結果となり、地方自治法第135条の趣旨に反するものでありまして、議会が本人の自認によって事実を正式に、——もう1回言いますよ。議会が本人の自認によって事実を正式に確認した令和8年6月15日を起算日とするのが法秩序の常識であるというふうに考えますので、今回の部分については、その起算日が6月15日であるということが、法的にも適法であるんじゃないかというふうに考えるということです。

以上です。

○委員（蓑田由貴君） この北園議員の提案理由の中で、第153条の議事妨害の禁止に違反しというふうに書いてあるので、明らかに百条委員会での発言で、議事妨害の禁止に違反していると考えるので、それはこれに該当するというふうには思ってます。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 先ほど弁明をされた北園議員いらっしゃるんですけども、先ほど、百条委員会の調査権、職務の遂行の一環であつたというふうなお話をされてますけど、誰が依頼したんですか。委員長、そんなこと依頼してませんよ。正当な活動というふうに先ほどおっしゃいましたけど、正当な活動でも何でもないと話なんですね。

よろしいですか。ちょっと長くなりますけど、いいですかね。

今回のこの事案について、人権侵害ということをごさう方よく知ってほしいと思うんですよ。

証人に対する人権侵害と、それともう一つ、委員会活動の逸脱ですよ。先ほど、わざわざここに来てから弁明されるのに、職務遂行の一環なんて何かとぼけたことおっしゃいますけども、そんなことじゃないです。委員会活動を逸脱してますよ。自分たちが行った活動に対して、行為に対して、反省の気持ちが全くない。

こないだ議会の全員協議会がございましたよね。これちょっと参考までに聞いてください。

成松由紀夫議員の逮捕、起訴を受けて、村川清則自民党市議団の団長がこんなこと言ってます。市民の皆様をはじめ、議長並びに議員各位、市関係の皆様方に——。（「委員長、これは」「堀口委員、それはちょっと」と呼ぶ者あり）これは関係があるので、この後のことにながってきますので、ちょっと聞いてください。

もう1回言います、今、止められましたんで。

成松由紀夫議員の逮捕、起訴を受け、村川清則自民党八代市議団の団長は、市民の皆さんをはじめ議長並びに議員各位、市関係の皆様方に多大なる御不信と御迷惑をおかけしておりますことに対し、心よりおわび申し上げますと発言しておられます。また、議会の信用を著しく失墜させる事態を招いたことにつきましては、同じ会派に身を置いた者として大変申し訳なく思っております。

さらに、もう一つ、こうも言っておられません。

今後は、私ども会派の議員一同が身を厳しく律し、議会の信頼回復に向けて誠心誠意努力してまいります。

このような謝罪をしておきながらですよ、百条委員会においては反省という気持ちがみじんも感じられない話でございました。

今から言います。北園議員がおっしゃられた部分、これが皆さん方の中にあると思います。この資料のP17の一番最後のページですね。一番上のページ、じゃなかった。ごめんなさい。先ほど軽率だというようなお話をされたんですが、ちょっとどこいったっけな。（「あるよ、軽率」「一番上じゃないですか」と呼ぶ者あり）一番上。ああ、そうですね。一番上の、少し軽率だったかなと思いますけどもというふうな部分で、本人が、これは、上司に渡したのが軽率だったというような、先ほどおっしゃられましたけども、この軽率だという部分については、罪の意識を全く感じてられない、そして、なおかつ証人に謝罪にも行っておられませんよ。

証人喚問を受けられた証人はどれほどの勇気を出して、しかも実名まで出して百条委員会の証人喚問を受けたと思います。

こういう軽率であるというふうな部分の中に

おいて、私は非常に憤りを感じるんですよ。

これはうっかりミスのような軽率さではなくて、百条委員会の独立性と証人喚問された証人の安全を脅かす意図的な議事妨害です。調査妨害であるというふうに思います。

公開質問状をわざわざ作成し、直接出向いて上司に手渡すという行為は、明確な意思とプロセスを経て行われたものであり、到底軽率の一言で済まされるものでありません。

証人本人ではなく、その上司に書類を渡す行為は、いいですか。このままだと仕事や職場で立場が危うくなるぞという間接的な社会的脅迫でございます。パワハラです。

民間企業や組織であれば、これはコンプライアンス違反として一発で更迭されるレベルの明らかな、悪質な、嫌がらせ行為です。

こういったことを反省をしていない。そして、なおかつ、この事案の中に、どこを見ればそういう懲罰につながるのかという、こんなことを考えている方がいらっしゃる。これはもう北園議員ですよ。先ほどわざわざここに来てから弁明された。百条委員会の調査の一環であり職務の遂行であると。

そして、軽率であったということが取り沙汰されているけども、軽率ではないですよ。それも上司に渡したことが軽率であるという、こんな話をされるということは、全く証人に対する人権なんかは何も考えてないという、こういうことにつながるというふうに思いますので、私自身は、本当にこれは重たい処分を科すべきであるというふうに考えます。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（金子昌平君） 今、問題提起されているのが、証人の勤務先を訪問し、公開質問状を上司に手渡したんだと。その先への訪問先は証人本人のみならず、勤務先に対しても不当な影

響を及ぼし得る行為であるということを書かれていますね、提案理由の中で。

そもそもですよ、証人の方は名前を出して、そして宣誓をして、その場に立って、証言をされるんです。その後に確認をしに行く行為が、何でこれ不適切なのかが分からないんです。プレッシャーと言われるとプレッシャーになるんでしょうけど、こちらからすると全く普通の議員活動と同じなんですよ。

だって、ジャーナリストさんというか報道関係の方もよく御存じだと思いますけど、証人が証言した後に取材に行かれるじゃないですか。それが職場だろうがどこだろうが追っかけていきますよね。

私たち議員もそういう調査権限ちゅうのがあるわけですから。そして、事前に打合せをしているわけでも何でもないんですよ。事前にプレッシャーをかけているわけでも何でもない。その証人が証言した後に確認をしに行ったという行為なんですよね。なので、この議事の妨害になる言動とかというふうには私は全く該当しないと思います。

これ、もしこれを懲罰の対象にすれば、今後、議員はそういう活動は一切できなくなりますよ。一切できなくなります。

この通常の議員の与えられた調査権を奪ってしまえば、議会というもののそもそもがなくなるわけですよ。そこまで踏み込むのであれば、もう議会という機能が私は停止してしまうと思いますね。

○委員長（田方芳信君） よろしいですか。ありませんか。

○委員（木村博幸君） 確かに調査権限と言われると、それは納得はしますが、私たちが今問題視しているのは、百条の委員、村川委員、北園委員、この委員が……

○委員長（田方芳信君） その言葉は出さんで。

○委員（木村博幸君） はい。北園委員ですよ。百条委員。これが、百条委員で行ったというところが非常に問題があると思います。ほかの方が行けば、それはその調査ですよと言うかもしれませんけど。

それと、公開質問の中身というのは私は全く見てないので分かりませんが、個人的にやっぱりさらされては困るような内容が、北園議員は、はいかいいえの2択みたいな形で言っているんじゃないんですが、その2択の中でもありますよ、本人からすると、公開されては非常に困るような内容があったのではないのでしょうか。

そういうのは私には分かりませんが、いずれにせよ、そういうのを百条委員が持っていくということ自体、これは違反ですよ。百条委員として失格ですよ。そう思います。

○委員（金子昌平君） 宣誓をされてるんで、百条委員会の証人さんも。宣誓をされている。分かります。そこに責任がもう生じているわけじゃないですか。百条委員会の証人の定めによって。その責任というのはもうそこに課せられているんですよ。

なので、報道関係が取材に行く。委員が後に取材に——取材というか、確認を取りに行く。じゃあ、逆にですよ、ねぎらいをかけに行っても駄目なんですか。お疲れさんでしたという言葉もかけちゃ駄目なんですかということになるんですよ。だから、私は断じて容認できません。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（蓑田由貴君） 百条委員会は、そもそも証人を守る保護の役割があるので、百条委員会からまず持っていくように指示を受けたのかとか、合意を受けたのかというのはちゃんとルールに沿って確認してから、その証人さんのところに行くようにしていくのが私はルールだと思っています。

○委員（木村博幸君） 公開質問状を持っていたんでしょ、百条委員が。今言われたように、大変だったですねとか、何かそういうことを言いに行ったんじゃない、公開質問状を持っていたというわけですから。例え方がちょっとおかしいなと私はちょっと今思いましたけど。

○委員（橋本幸一君） やっぱり百条委員はなおさらしっかり、それが本当に事実かどうかのやっぱりする議員としての責任もあるから、私はそこは議員の調査権の中で私は認められるべきと思う。

○委員（小川貴史君） 確認をするにしても、相手方の職場をわざわざ訪ねて、本人じゃなく上司に対して確認する、上司に対して手渡しして、渡してもらうというその行為自体が、普通に考えれば許されるものじゃないと思います。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（金子昌平君） この証人さん、職員なんです。公人なんですよ。市役所に行っちゃ駄目なのかという話にもなりますね。職場というのは、何ですか、民間の職場になるんです。それとはまた別の問題であって、議員はどこにも行けないよねということをおっしゃっているんですかね。

○委員（木村博幸君） 百条委員が、公開質問状、これを持っていくということ、これ調査なんですか。公開しなければ、まあなんですけど、公開するんでしょ。それは本人にとってはもう威圧ですよ。それしかないんじゃないですか。

○委員（金子昌平君） 嫌ならば断ればいいだけです。断ってらっしゃるんですね。返答はなかったと聞いていますので。そこはそれでいいんじゃないですか。プレッシャーに感じなくていいじゃないですか。

○委員（木村博幸君） 断ればいい、そういう

問題じゃないでしょう。

○委員（金子昌平君） そういう問題じゃないでしょうか。

○委員（木村博幸君） 威圧しかないだろう。

○委員（金子昌平君） 私ですね、過去に、木村委員も御存じのとおり、広報委員会のときですよ。厚生会館を残す残さない、市民の方々が投票しよう、住民投票しようと言ったとき……（委員堀口晃君「それは今回関係ないじゃないですか」と呼ぶ）いやいや、これが関係あるんです。（委員堀口晃君「厚生会館の話」と呼ぶ）じゃなく、そのときに、公開質問状ってたくさん来ましたよ。それを的確に対応していきました。これは何でやったかって、私たちまず公務員なんですよ。そして、委員会全体に対する公開質問状。これを的確に返していきまして、協議をしっかり踏まえていって。そのやり方と今回のやり方、何か違いがあるんですか。そっちはよくてこっちは駄目という。

○委員（堀口 晃君） 確実に駄目です。

今回やっているのは、中山諭扶哉議員に公開質問状、出してますよね。そして、証人にも出していますよね。今回持っていかれた部分のね。

そして誰に出していますか。櫻井要に出してるんじゃないですか。今回捕まった伊藤卓也という人間にも出してるんじゃないですか。

こういう逮捕された人間と……

○委員長（田方芳信君） ちょっとそこはやめて。

○委員（堀口 晃君） だって、今のその公開質問状の中身ですから。公開質問状を持っていたら駄目ですかって言うんですから。持っていたら駄目でしょう、これ。何が駄目なんですかっていう。議員はそれ駄目ですよって言うじゃん。そういうことじゃないですよ。内容が駄目でしょう、内容が。

だって、櫻井要の逮捕されている分について

は、自民党さんと結託しているって話があるじゃないですか。（委員金子昌平君「そのときは全然違う」と呼ぶ）（「挙手、挙手」と呼ぶ者あり）そのときはじゃなくて。

○委員（金子昌平君） その後の事柄であって、その前の話ですよ、それ。

○委員（堀口 晃君） 今、公開質問状を持っていったというお話をされたので、何が悪いんですかとおっしゃるので、それは悪いでしょうって。櫻井要は仲間じゃないんですか。その仲間に対していろんなことをさせて、隠し取りさせて、そして、それをあなたは会いましたか。そして、中山諭扶哉議員が呼ばれて行きました。そして、何も知らない証人もそこに、同じところに呼ばれて、同じ時間に行かれて、それで隠し撮りされて、これを見せられたという部分が後からまた出てきますけども、こういった部分をやったかやらないかという部分の公開質問状ですよ、それ。それはやっちゃ駄目でしょう。それでしょう。

そんなことをやった、やってないというように話じゃない話ですよ。（「話の違う」と呼ぶ者あり）いや、だって公開質問状という話をするからですよ。

○委員長（田方芳信君） ちょっと小会しましょうか。

（午後3時21分 小会）

（午後3時28分 本会）

○委員長（田方芳信君） 本会に戻します。

いろいろと意見が出ておりますが、今回、お一人お一人で一言ずつ、簡潔に聞きたいと思いますので、まず、橋本委員から。

○委員（橋本幸一君） 私は先ほど申したとおりです。

○委員長（田方芳信君） 分かりました。

○委員（金子昌平君） 私も先ほど申し上げたとおりです。1つだけ言うならば、この行為自

体が、先ほども述べましたとおり、議員活動の一環であるというのと、隠蔽した行為ではないと私は思います。よって、この3日ルールというものは原則として守らなければならないと、そういうふうに思っています。

○委員（友枝和也君） 私も、北園議員も村川議員も圧力かけに行った……

○委員長（田方芳信君） 北園議員だけに。

○委員（友枝和也君） 圧力をかけに行ったわけではないと思っております。

以上です。

○委員（西村英昭君） 今、全然話が理解できてですね、私は。こんなもの全然正当な調査権でも何でもなし。証人の立場というのを考えたことないのかと。証人が何のためにあそこで発言したのか。八代市のために勇気を振り絞って来てる。保護しなきゃいけない。そこを何ですか、これ、やっていること。こういうのは懲罰の対象としてしっかり該当すると思います。

以上。

○委員（蓑田由貴君） 私も、調査権とおっしゃっていましたが、百条委員会において、やっぱり証人の保護が一番大切です。私がもしその立場になったら、家族にも迷惑かけますし、すごいきつい思いををすると思います。なので、十分これは該当すると考えております。

以上です。

○委員（小川貴史君） 私も、今、蓑田委員が言われたように、百条における証人の身分の保護というのは非常に重たいものであって、それをこういう形で、証人の勤め先に行って、全く関係のない上司を介して質問状を持っていくという行為自体は、もうこれは、その証人本人に対するプレッシャーももちろんありますけれども、それ以外の方たち、職場の方たちに及ぼす影響とか、そういうのを考えると、とても許される行為じゃないと思いますので、これはもう

十分処分の対象になると私は思っております。

以上です。

○委員（木村博幸君） 3日ルールというのは、5月7日に訪問して、公開質問状を上司に手渡したというところなのか、実は6月15日の百条委員会で委員が述べられたというところを見るのか、それはもう私にもはっきりこっちというのは分かりませんが、私たちが知り得た日というのはもうそこしかありませんので、もう6月15日は進めさせていただきたいなというのと、先ほど申し上げたところのやつですけど、弁護士からデータを頂いたというのが前日だったというようなことを3人で共有されたということで、もう知ったわけですから、その辺のデータを、音声データ、画像データ、写真ですか、そういうのを基に、自民党市議団としてホームページを載せていらっしゃる。その辺は、やっぱり市議団の一員として、ずっとこれは継続していらっしゃるんじゃないかなというところは非常に重く見るべきかなと思っております。

○委員（堀口 晃君） 先ほど申し上げましたが、公開質問状を上司へ手渡したという事実が明らかになったのが6月15日であります。これが起算日であるということを私は主張したいし、これを認めなければ、議会の自浄作用は絶対死滅してしまいます。

それから、悪質性ということで、本人のみならず、上司を巻き込む陰湿な威圧である点、これが非常に悪質性が高い。もう言い訳がない。議会の権威と市民の信頼を守るための最も重い懲罰を科すべきであるというふうに私は思います。

○委員（山本敬晃君） 私も意見を述べさせていただきますけども、調査活動でということが、意見がありましたけども、百条委員会で今調査しておりまして、証人喚問をしたと。もしまたいろんな質問等をされるのであれば、その

手続にのっとって証人喚問をもう1回その方にするとか、もしくはもう参考人招致でもいいですよ。そういった形で正式に手続で調査できるのに、私、そのときまで知らなかったんです。

15日に行かれてたんだと。それを私、私も百条委員の委員ですけども、ほかの委員が知らないところで、議員が、しかも個人1人じゃなくて2人ですかね、行かれて、そういったものを手渡されるということ。それに対しての15日の北園委員の発言ですね。軽率だったと。ストレス感じていただくと大変なんでって、簡単な質問だったのでみたいな形で、反省もされてないような発言がございました。

そういった認識であれば、それは証人の方もそういうことが今後もあり得るんだと。百条委員会、公開の場じゃなくて、ほかの百条委員会の委員が知らないときに、そういった形で複数の委員がそういった圧力と思われることをしに来ると。そういったことを許せないと。そういったことがあれば、今後の百条委員会の証人喚問にも関わってきます。今後証人と呼ばれる方に対してもプレッシャーです。

これは、私としては、この事案に関しては、この発言からも、百条委員会の議事に対しての本当に妨害になるというふうに考えておりますので、私はそういったことで考えております。

以上です。

○委員長（田方芳信君） それでは、意見も出尽くしたようでありますので、これより採決に入ります。

まず最初に、本件は懲罰事犯として懲罰を科すべきものと決定することについて採決いたします。

採決は挙手にて行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

北園武広君に対して懲罰を科すことに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手多数と認め、本件は懲罰を科すことに決定しました。

しばらく小会します。

（午後３時３５分 小会）

（午後３時３７分 本会）

○委員長（田方芳信君） 本会に戻します。

懲罰について、何か御意見等はありませんか。

○委員（西村英昭君） 今回の話し合っている事案については、内容の深刻さ、並びに該当者の反省が一切、——本人がその深刻さを理解してない。このことから、除名がふさわしいと私は考えます。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、北園武広君に除名の懲罰を科すべしと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手多数と認め、北園武広君に対し、除名の懲罰を科すことに決定しました。

なお、ただいま決定されました除名の懲罰を科すことについては、次回の本会議冒頭で委員長報告を行い、本懲罰について、本会議で可決されれば、除名の懲罰を科すことになります。

◎橋本貴喜君に対する懲罰の件について

○委員長（田方芳信君） 次に、橋本貴喜君に対する懲罰の件を議題といたします。

審査に入ります前に、お手元に配付しております６月１５日の新庁舎建設工事に関する調査特別委員会の発言をテープ起こした文面並びに配付された資料の写しにつきましては、委員会終了後、回収させていただきます。

次に、本委員会での懲罰事犯の審査の進行について、委員長から委員各位にお願いがございます。

まず、本懲罰特別委員会は、去る６月１５日の新庁舎建設工事に関する調査特別委員会における橋本貴喜君の発言の一部が懲罰事由に該当するかを審査する場であります。

具体的に申し上げますと、地方自治法、会議規則並びに委員会条例に違反した発言等があったのかを判断し、その発言等が違反している場合、次に懲罰を科すのかを判断し、科すとした場合、どのような懲罰を科すべきかを審査する委員会であります。

よって、発言等の中身について、発言等の真相を究明するものではありませんので、本審査の趣旨に反する発言及び委員会条例第２２条、秩序保持に関する措置に反する場合は、私から注意喚起を行います。

また、本審査について、配付資料に基づいて進めます。委員各位の御理解、御協力を切にお願いいたします。

それでは、配付しております資料のうち、橋本貴喜議員による６月１５日の新庁舎建設工事に関する調査特別委員会での発言をテープ起こした文面を御覧ください。

次に、今回の懲罰動議の提出理由であります。既に６月１６日の本会議で聞いております。また、動議提出に伴う趣旨弁明をタブレットに格納しておりますので、朗読を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、本懲罰動議の発議者に対し、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で発議者に対する質疑を終了いたします。

次に、橋本貴喜君より、本委員会において一身上の弁明をしたいとの申出がっております。

お諮りいたします。

橋本貴喜君からの一身上の弁明を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(田方芳信君) 挙手全員と認め、一身上の弁明を許可することに決しました。

なお、弁明が終わりましたら、速やかに審査に移行します。

橋本貴喜君の入場を許します。

(橋本貴喜君 入場)

○委員長(田方芳信君) 橋本貴喜君に一身上の弁明を許可します。

なお、弁明については、今回の懲罰動議が提出されたことへの弁明でありますことを理解していただき、内容についても簡素に願います。どうぞ。

○議員(橋本貴喜君) 私に対する懲罰動議につきまして、地方自治法第135条第2項の規定に基づき、本委員会において弁明の機会をいただきましたので、以下のとおり申し上げます。

証拠資料提示の経緯と正当性。

令和8年4月14日の百条委員会において私が提示した写真は、弁護士を介して適法かつ客観的な手順を経て入手した資料です。

本件提示の直接的な動機は、当該証人が委員会内で行った、事前打合せで会ったことはないという証言が事実と反する可能性を強く示唆する客観的状況を確認したためです。

私は、別途音声データ等により、委員長及び証人がジャーナリストでユーチューブチャンネルを運営する小島尚貴氏を交えて、百条委員会の尋問内容やシナリオについて事前に打合せを行っていた事実を把握しておりました。当該写真は、証人が否定した事前打合せの存在を視覚

的に裏づける重要な一例として、委員会運営の公正性を期すために提示したものです。

提示の手続に関して、動議では、議会議事規則第157条違反、資料の配付が指摘されていますが、本件は委員会室で資料を広く配付したのではなく、証人の偽証をその場でたずねるための質疑の一環として、参考資料を一時的に提示したにすぎません。

本件は、承認の虚偽証言をその場で是正しなければならない極めて緊急かつ重大な局面でした。地方自治法第100条が定める百条委員会の厳格な調査権限に鑑み、目の前の明白な矛盾を指摘し、証言の真実性を確認することは議員の正当な調査権限に属する不可欠な職務行為であり、議事の妨害ではなく、むしろ議会の正当性を守るための行為であったと確信しております。

6月15日の発言の真意について。

6月15日の百条委員会における私の発言は、資料の提供元である弁護士から預かった客観的事実としての性質を正確に説明したものです。

現在、当該写真を撮影したと報道されている人物が組織犯罪処罰法により逮捕される等、刑事事件としての捜査が進行している極めてデリケートな局面です。このような状況において、議員としての主観や予断を交えた推測を述べることは適切ではなく、提示した写真が示す事前打合せの存在という委員会運営の公正性に関わる本質的課題と捜査当局による判断の領域を厳格に峻別するために慎重な回答を行ったものです。これは、証拠の客観性を担保し、かつ不必要な混乱を避けるための合理的な判断であり、決して説明責任を放棄したものではありません。

懲罰動議の不当性と手続瑕疵について。

本件懲罰動議の起算日は、事象が発生した4月14日と解釈すべきであり、2か月以上を経過しての懲罰対象化は、規定の趣旨を逸脱し、

示威的な運用と言わざるを得ません。

また、動議側は、私の行為が議事の妨害、規則第153条であると主張しますが、真実の解明を妨げ、偽証を容認することこそが、議会への市民の信頼を失墜させる品位を損なう行為、規則第151条に当たります。

委員会の公正性を担保すべき立場の者が事前打合せを行っていたという事実が明らかになることを恐れ、混乱を招いたのは、私でなく、自らの不正を隠蔽しようとした関係者側の動揺にほかなりません。

以上のとおり、私の行為は、公益に資する正当な議員活動であり、懲罰に値する事由は一切存在しません。何とぞ本件の背景にある百条委員会の運営実態及び証言の信頼性という本質的議論に立ち返り、本動議を直ちに棄却されるよう強く求めます。

○委員長（田方芳信君） 橋本貴喜君の退場を求めます。

（橋本貴喜君 退場）

○委員長（田方芳信君） それでは、以上を踏まえて、橋本貴喜君の6月15日の特別委員会における発言のどの部分が懲罰の対象となるのか、橋本貴喜君に対し、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうか、また懲罰を科すとすれば、地方自治法第135条に定めるいずれの懲罰を科すべきかについて御協議を願います。

まず、どの部分が懲罰の対象となるのか、ここから御意見いただければと思います。

○委員（木村博幸君） 5ページですが、中段に橋本委員、7月13日とありますけど、これは多分4月13日だろうと思いますけど、4月13日、弁護士さんより入手しましたと本人は言われました。

下から、今度は2段目になります。弁護士さんから頂いたときに、これはちゃんとしたルートで、確証の高いものだったから使っているよということでやっておりますと、5ページで

す、下から、今。ここで、ちゃんとしたルートというのが、お伺いしましたが、なかなかその先は分かりませんと言われましたが、これは恐らく不正なルートではないかというところは非常に腑に落ちないところでございます。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） 私、冒頭申し申し上げましたが、この起算日は、これはもう明白に私はもうこの発生した日で、3日ルールから言えば外れているという、まず、それから、これはもう対象外としか受け取れないということと、その資料の配付って、配付じゃなくて提示ということで、今申しておりました。まさしく今日の一般質問でもあったように、あれはもう議長の恐らく許可は要らないと思うし、委員長の許可は要らないと思うし。それと、いろんな、非常に重要なことを今申されておまして、私はそれは尊重すべきと思ひまして、これはもう懲罰には値しないし、かえって本当にそこを取り上げて真実を追求する必要が、かえって百条委員会ではあるんじゃないかなという、そういう思いがしております。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（金子昌平君） 橋本貴喜議員、弁明を聞かせていただいて、大方そのとおりだなというふうに思っています。

先ほどから議論になっていますけれども、やっぱりこの動議の提出の在り方については、この場合は隠蔽でも何でもなく、皆さん目の前で見ていらっしゃったし、報道関係の方も全員知っていらっしゃいますので、ここはもう隠蔽とは捉えられないと私は判断します。ゆえに、この行為が、どういう行為なのかちゅうのは後ほどやるとして、まずその前提として、これは懲罰動議の提出にはそもそも該当しないというふうに私はここをまず軸に考えていきたいと思ひ

ます。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 何か今もっともらしいことをおっしゃったけど、全然私には響きも何もしませんでした。

8ページの村川委員、大倉委員、そして橋本委員という部分がございますが、この橋本委員のところの、ルールを破ったという認識はないですけど、前日に頂いた資料で、ここに重大な委員会の運営の公平性の根幹に関わる部分だったので、提示をいたしましたとあります。その部分でございます。

それから、16ページ。名前がついている部分で一番上の段のほうの橋本委員のところですね。私の個人の弁護士ではありませんので、私は直接やり取りをしておりますが、頂いたときは直接お会いしてその場で頂いただけですと。ここからが重要です。その写真の真偽については私が知るところではありませんので、以上ですという、この2点を私は指摘をしたいというふうに、懲罰に関わるというような部分で、今から説明をいたします。

真偽不明、入手経路不明の資料ということ、先ほどは何か適正にもらったと言ってる、じゃあ、誰からどういうふうにもらったのかというようなところになるんですけども、百条委員会というのは地方自治法に基づく強力な調査権限があります。偽証罪も適用される公的な場です。そこで使われる資料については、極めて高い客観性と信頼性が求められているところでもあります。弁護士から言われるがまま、自分自身で裏づけも取らずに、出所不明の写真や資料を公式の場に持ち込んだことは、議員としての調査能力の欠如だけではなく、捏造や偏向に満ちた資料で証人を陥れようとしたと捉えても文句は言えないような事案でございます。

それから、先ほど言いましたルールについ

て、規則第157条、委員長の許可ということ、これについて、資料の配付に委員長の許可が必要なのは、委員会全体でその資料の妥当性を事前にチェックし、公平な審議を行うためのものがございます。手続を踏めば、出所不明の不適切な資料として却下されることが分かっていたからこそ、あえてルールを無視してゲリラ的、奇襲的に資料を突きつけたのではないかと。これは手続の失念ではなく、委員会運営を意図的に麻痺させる確信犯的な議事妨害であります。

また、先ほど読みましたところに、知らなかった、意識がなかった、こういうふうに言えば許されると思っている時点で法をつかさどる地方議員としての資格はもうないと思います。ルールを破った認識すらないということは、今後同様のルール違反を平気で繰り返しますよと宣言しているに等しく、反省の情が皆無であるというふうに私は思っておりますし、その証拠であると思います。

そして、このような暴挙を許せば、八代市議会の百条委員会が市民から不当なつるし上げの場としてみなされ、議会の正当性が完全に失われてしまいます。真偽を確かめもせず、他人に与えられた武器をそのまま振り回して委員会を混乱に陥れた軽率さは到底容認することができません。

先ほどの北園議員から証人の現場に直接訪問という外側からの圧力をかけた一方で、橋本議員は、ルール無視の不当な資料持込みという内側からの揺さぶりをかけております。これらは別々の問題でなく、百条委員会の調査を何としても妨害し、真実を隠蔽しようとする一連の組織的な議会軽視の姿勢の表れだというふうに思います。

本人はルールを破った意識すらなく、自らの行為が議会の民主主義をどれほど傷つけたか全く理解をしております。反省の弁がない以

上、再び同様の暴挙に出る可能性は極めて高いと言わざるを得ません。

八代市議会の規律と自浄作用を市民に示すためにも、口頭注意のような生ぬるい処分ではなく、長期間の出席停止あるいは辞職勧告決議案みたいな最も厳重な処罰を科すべきだというふうに思います。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（蓑田由貴君） 私は、さっき提示しただけというふうにおっしゃいましたが、その写真の、先ほども弁解の中で手順を踏んだというふうにおっしゃっていましたが、実際に真偽、入手経路とかがまだ明らかに弁解だけではなっておらず、結果ちょっとよく分からないこのルートで、したというのは、やっぱり責任が重たいものだと思っています。

以上です。

○委員（金子昌平君） まあ、写真を提示したということですね。

○委員（蓑田由貴君） はい。

○委員（金子昌平君） 私も同じテーマでお話しさせていただきたいなというふうに思います。

今日もでした。昨日もでした。昨年の12月か9月かも見受けられたんですけど、議場で、ここに証拠がありますとか、ここにお手紙がありますとか、こういうふう質問をされる議員の方々がいらっしゃいました。この行為と今回の行為の差を、ちょっと整合性取りたいと思うんですよ。

議場で急に、ここに証拠があるんだというふうに挙げられた。これは、議長にお許しをいただいてない行為です。そして、ここに証拠があるんだと言ったとしても、誰からもったかも分からないんですよ。この内容なんて誰も確認できないんですよ。その方が誰かからもった

としか言えないんですよ。その行為と今回の行為ですよ。今回の行為は、しっかり弁護士からもらいましたと言いました。ルート先、その先のルート先じゃなくて、彼はもらった相手しか言えない。ここに何の問題があるのか、私はさっぱり分かりません。

そして、配付ではなく、配付したらですよ、個人情報だとかいろいろ含まれる可能性だってありますよ。議場でいきなりどんと出したやつも、そういった個人情報が含まれるから配付資料にはしないわけでしょう。だから、確認を取るために提示した。ただそれだけです。むしろそれしかできないです。

そこで、証人の方に確認を取りたい。取りました。そしたら、やっぱり虚偽発言があった。その後、きっと、こちら側の百条委員会の委員の方々は、次にどんな質問がふさわしいのかという質問を考えてたと思うんですよ。全部、一発目から自民党市議団の質問をシャットアウトした状態なんですよ。分かりますか。それで公正公平って言えますか。一切合財私たちは知らないんです、その情報を。参考書類にしてきた。この参考書類も私たちは知りませんよ。でも、皆さん方、知ってたじゃないですか。何で証人が先に決まるんですか、全部。その状態で私たちが参加しても入れないでしょう、議論の輪に。仕組んでんでしょ、それ。違います。

それで確認をした、そのことだけをこっち側にね、罰する。先ほど除名になりましたよ。除名。こちら側だけが悪いんですか、本当に。

だから、こちら側だけ一方的に言われるというのは、本当駄目だと思うんですよ。公正公平にこの委員会も、百条もやっていただきたい。百条委員会を公正公平に持っていくために努力した行為なんですよ。それしかできなかったんですって。それを罰せられるんだったら、もうお手上げですって。そして、除名、処罰、こんなもん、こちら側だけにされたらもうたまった

もんじゃないです。これこそ議会がコントロールしていた証拠じゃないですか。公正公平と言えますか。円滑なる議会運営なんですか。妨げ行為じゃないですかと私は思いますので、断固として拒否しますよ、これは。即時却下をお願いします。

○委員（木村博幸君） 百条委員会での行為と議場での行為。議場の中の行為では、今朝、私も実はパンフレットをこう出しましたが、きちんとそれは議長に許可を取っております。

取っている方と、取っていない方もいるかもしれませんが、そのとき、言われたときは、取ったか取っていないか確認されての発言ですか。

（委員金子昌平君「いや、してませんよ。じゃあ、あした、確認……」と呼ぶ）（「挙手、挙手」と呼ぶ者あり）（委員金子昌平君「ああ、振られたもんだからね。このやり取りはいいんですか」と呼ぶ）

○委員長（田方芳信君） いやいや、挙手を。

○委員（木村博幸君） それと、ここでの話ですよね。橋本委員がこう出したやつ。個人情報と言われますけど、なおさらルールを守らなんじゃないですか。そういうのを出すならば、ルールを守って、きちんと、個人情報があるやつですけど出してもいいですかと事前に確認すべきですよ。これがルールですよ。

先ほど蓑田委員も言いかけたところでございますが、そりゃあ個人情報があるならなぜ出さなかったですか。出し方を注意してくださいと言われたかもしれませんよ、それは。分かりませんが。それはきちんとやっぱりこの場でしたら、やっぱり委員長に確認を取ってすべき行動です。言われるのはちょっとおかしいですよ。

○委員（金子昌平君） 私が言っているのは、整合性を取りたいんですよ。ちょっと途中で話がずれていってしまったので申し訳ない。議会の中でされた行為と今回の行為がどう違うの

ということを言ってます。議会で上げられた情報の中に個人情報があるかどうか。こちらは全然分からないです。こちらが出したやつは圧倒的に分かるやつです。偽証ってどっちが強いと思いますか。確認が取れるやつと確認全く取れないやつですよ。

だから、逆に言えば、本人が分かるようなものを一旦提示した。そこからそれをばらまいてもないですよ。どっかで見せるということもしてないですよ。一旦ただ提示しただけでしょう。配付物になりますか、それ。そういうこととはちょっと違うんですよ。（委員木村博幸君「私はルールのことを言っておりますので」と呼ぶ）だから、そのルールがないわけですよ。

（「挙手」と呼ぶ者あり）

そのルールがね、ないんですよ。急に出される方もいらっしゃれば、そうやって、（「要らないですよ」と呼ぶ者あり）要らないって言いましたね、今。じゃあ要らないじゃないですか。（「挙手」と呼ぶ者あり）

○委員（木村博幸君） 橋本議員に言っていることにすれば、きちんとやっぱりルールを守ってやるべきだったと私は思いますし、それが、今回の不正取得のデータだったというのは、改めて6月15日に分かったわけですから、これは動かせない事実ですよ、これは。（「ちょっと待って。ずれてる」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） そこは対象にはならんけん、ちょっと抑えてください。

○委員（山本敬晃君） ちょっと1点、今、金子委員に確認をしたいんですけど。

○委員（金子昌平君） 確認ができるんですか。

○委員（山本敬晃君） 質問をしていいですか。質問をしたいんですけど。

○委員長（田方芳信君） いいですよ。

○委員（山本敬晃君） 先ほど、今、個人情報があるから、配付じゃなくて提示したんだとい

うことですが、橋本議員、証人の方のほうに向けてされて、傍聴者の方からも見られていますし、マスコミにもテレビにも映って、もうどんな写真かっていうのが、それはさっきの発言とちょっと違いますか。個人情報を守るために配付じゃなくて提示したんだっておっしゃったんですけど、提示されて、傍聴者の方とかマスコミの方に撮られてますけど、それは問題はないですか。

○委員（金子昌平君） 撮れてます方向がたまたまこの方向だったんですよ。（笑声）本人に確認する……（「矛盾にならんね」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（蓑田由貴君） ルールを守っていただくのが大切というふうに思いますので、よろしくお願いします。

○委員（金子昌平君） 私がですか。

○委員（蓑田由貴君） はい。

○委員（金子昌平君） 私がルールを守ってと。

○委員（蓑田由貴君） 皆さんですね。弁護士から言われたからという言葉が今日も繰り返し言われていますけど、それは組織ではないですけど、そういう後ろ盾があるからこそ、自分の責任を棚に上げて、何かそんなふうな姿勢に今回もちょっと見えただけですけども。

○委員（金子昌平君） 見えたというのは、蓑田委員からそう見えられたということですよ。この弁護士から頂いたその参考とする資料ですか。これは許可を得て、しっかりと許可を得て、客観的証拠というんですかね、もう法的にもしっかり押さえられているという写真、そのルールはちゃんと踏んでいっているというところは理解しといていただきたいと。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。ほか、言われていない方で、いろんなマスコミの関係とかいうのは。

○委員（小川貴史君） この写真、この発言の中にもありますように、真偽について私が知るころではありませんという言葉がありましたけど、その真偽を確かめもしてない写真を提示して、先ほどからプライバシーに配慮したため、配付じゃなくて提示にしたということだったんですけど、その配慮を考えるのであれば、むしろテレビに映らない方向に出すとか、下に向けて、カメラに映らない角度で出すとかいう方法がもともとあったはずなんですよ。それをあえて見せつけるように出している。これはもう間違いがない行為ですので、それはもう該当しないと僕は思います。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（西村英昭君） もうシンプルな話だと思うんです。ルールを守るか守らないか。それを言葉は悪いですけど、自分たちの立場守ろうとしているのか知らないけど、いろんな、こういう場合はどうだ、あれはどうだって、論点すり替えてますよね。今回、この起きているのが、ルールにのっとらないで委員会で資料を出したと。もうその1点じゃないですか。私はそう見てます。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（山本敬晃君） 私も今回の橋本貴喜議員の例を考えると参考になるのが、国会での出来事ですけど、20年前ですね、偽メール事件というのがありました。

その当時、野党の議員があるメールを基に与党を追及されたと。後にそのメールが偽物ということが分かって、そのとき、今回、先ほど懲罰委員会にこれは適さないんじゃないかという話もありましたけども、そのときは、その与党、当時の与党、どこが与党か分かれると思いますけども、その与党さんのほうから懲罰委員会、設置されてます。その中で、その偽の

メールを提示された議員さんは、それが分かってから辞職をされております。

やはり、今回のこの写真の問題、先ほど事前打合せということでお話がありましたけども、まだ委員長のほうがマスコミの取材のほうで、これは打合せじゃないと。その当時、同席というか、それをしつらえた、いわゆるフリージャーナリストの方がそれぞれ個別に呼んで、たまに、そこに行ったらその証人の方がいたというお話もされております。

そういった中で、やはり今回の問題というのを、15日の橋本委員、発言されてますけども、その写真の真偽については私が知るところではありませんといった発言もされています。

本当にその認識であるのであれば、私は、また、これ8ページにも、ルールを破ったという意識はないということですけども、その国会の例に合わせましても、今回の件は本当に重い懲罰の案件になるというふうに私は考えております。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（友枝和也君） 今の話だって偽メールだったんですよ。でも、偽の写真じゃなかったはずであって、その弁護士さんからもらった。（「これが本当だったならどうなるんですか。全くこれがもし」と呼ぶ者あり）私もただのおっさんからもらったメールなら駄目なんですけど、ちゃんとした弁護士さんからもらって。（「確かめなん」と呼ぶ者あり）でも、真偽は弁護士さんからもら……

○委員長（田方芳信君） 手、挙げてください。

○委員（友枝和也君） 弁護士さんから、ちゃんと法的に問題ないと思った資料を提示しただけなんですよね、結局。それを言い訳って言うなら、ちゃんと、——はい、いいですよ。それだけです。

○委員（橋本幸一君） 続けて言いますよ。これは、当初から資料を提出しようとすれば、百条委員会の中でも取り上げていただけなかったという事例が結構あるみたいで、私も控室で見てたんですが、発言を押さえよう押さえようって、先ほど金子委員も言いましたが、そういうケースがずっとあつとつたと。そういう中で、そういう資料が途中から入ってきたんです。それはもうちゃんと法的にも通用するという、そういう条件の下で弁護士から頂いとるものですから、まだほかにもあるみたいで。

今後、そういう資料を提出したら、百条委員会のほうでもしっかり取り上げて、皆さん方で精査していただきたい。くれぐれもよろしくお願いいたします。

○委員長（田方芳信君） ちょっと待ってくださいね。そこんところは協議したいと思います。

○委員（堀口 晃君） 違いますよ、今のは。全然違います。

見せてください、私に渡してくださいって言っても渡さないんですから。ちゃんと渡してくださいって言うてる、私そこにいるんですから、立場上。毎回、百条委員会には出てますよ。資料を渡さないって、受け取らないっていう話じゃないんですよ、全然。全部受け取ってますよ。（「分かりました。じゃあ受け取ってください」と呼ぶ者あり）でも、受け取っているか、いや、やろうとしないじゃないですか。この資料をお願いしますって言うてからですよ、やったことがありますか。ありませんよ。ね。いや、橋本委員、そんなうそをついたらいかんて。こんなね。（委員橋本幸一君「いや、うそじゃないですよ」と呼ぶ）いや、うそた、それは。あなた、いらっしゃったですか。いらっしゃってないですよ。（委員橋本幸一君「うそじゃないですよ」と呼ぶ）うそを言っちゃいかんて。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員、手挙げて言ってください。

○委員（堀口 晃君） いやいやいや、今、私が発言してるんですから。いやいや、今、橋本委員がそういうふうに資料を取り上げてもらえないって言うからね、それ違いますよと。皆さん、このインターネットを見ている人も、それ取り上げるとだろかて。自民党さんだけを何か違うように扱っているんじゃないか。公平公正にやってるんですよ。それをね、あたかも自民党さんが出す部分については、それを受け取らないなんて。いやいや、見せてくださいってあのときも言ったんですよ、委員長から。でも、それは渡さないっていう、こんな話ですよ。

そんな間違っただけをこういう場面で言うてもらいたくはないっていうことを私は言いたいです。

以上です。

○委員（橋本幸一君） いつも言われるでしょう。偽物か本物か分からないようなのは資料にできないって。（委員堀口晃君「見せてくれって言っているんですから」と呼ぶ）いや、過去に。（「発言させてください」と呼ぶ者あり）だから、そういうのを出していきますので、しっかり精査してくださいっていうお願いなんです。（「それは百条委員会のことなのか。関係ない」と呼ぶ者あり）

○委員（堀口 晃君） そのお願いは分かりますよ。でも、先ほどの発言はね、うそを言っちゃ駄目だっということ橋本委員にちょっと言って終わります。

○委員（山本敬晃君） ちょっと私も意見。先ほどの写真の件ですけども、橋本議員は提示されたときに、百条委員会のことについて、委員長と事前に打合せされましたかということだったと思います。その写真だと。でも、それじゃなかったんですよ。事前の百条委員会についての打合せじゃなくて、取材って言われて、行っ

てみたら2人に鉢合わせして、そこで取材を受けられたという写真なので、その写真の真偽というのはそういったことで、今話があっっています。その写真の真偽をちゃんと確かめられて、出されたなら分かるでしょう。これ事前打合せした写真だとちゃんと確かめてから百条委員会について打合せしてたでしょうって、ちゃんと提示を委員長、経由してちゃんと事前に提出されるというのは分かるんですけども、そういった写真じゃない。それを確認されなくて出されている写真だったと思うので、そこはちゃんと御理解いただきたいというふうに考えております。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） それでは、意見も出尽くしたようでありますので、これより採決に入ります。

まず、最初に、本件は懲罰事犯として懲罰を科すべきものと決定することについて採決いたします。

採決は挙手にて行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

橋本貴喜君に対して懲罰を科すことに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手多数と認め、本件は懲罰を科すことに決しました。

しばらく小会します。

（午後4時17分 小会）

（午後4時20分 本会）

○委員長（田方芳信君） 本会に戻します。

懲罰について、何か御意見はありませんか。

○委員（小川貴史君） 今回の橋本貴喜議員の行為についてですが、提示された写真というのが真偽不明の写真であり、捏造で作られた写真

である可能性というのも今、出てきておりますが、このことが判明した中でも、前回、百条委員会の中で、このことに対して聞かれた際に、その写真の真偽については私が知るところではないというふうに発言しておられます。

これは、やはりそういう事実が分かっている以上、もらった相手、弁護士さんからもらったって言われていますけど、本来は自分で確かめるべきものであって、そのこともしない。写真もカメラに映る方向に向かって、わざわざその真偽不明の写真を見せびらかすように提示するというこの行為は、もう本当に説明責任を果たさないのであれば議員である意味もないと私は考えますので、除名が相当だと思います。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、橋本貴喜君に除名の懲罰を科すべしと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手多数と認め、橋本貴喜君に対し、除名の懲罰を科すことに決定しました。

なお、ただいま決定されました、除名の懲罰を科すことについては、次回の本会議冒頭で委員長報告を行い、本懲罰について、本会議で可決されれば、除名の懲罰を科すこととなります。

ここで4時35分まで休憩いたします。

（午後4時22分 小会）

（午後4時35分 本会）

○委員長（田方芳信君） 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

◎村川清則君に対する懲罰の件について

○委員長（田方芳信君） 次に、6月16日の本会議で本委員会に付託されました村川清則君に対する懲罰の件を議題といたします。

次に、審査に入ります前に、お手元に配付いたしております6月15日の新庁舎建設工事に関する調査特別委員会の発言をテープ起こした文面並びに配付された資料の写しにつきまして、委員会終了後、回収させていただきます。

次に、本委員会での懲罰事犯の審査の進行について、委員長から委員各位にお願いがございます。

まず、本懲罰特別委員会は、去る6月15日の新庁舎建設工事に関する調査特別委員会における村川清則君の発言の一部が懲罰事由に該当するかを審査する場であります。

具体的に申し上げますと、地方自治法、会議規則並びに委員会条例に違反した発言等があったのかを判断し、その発言等が違反している場合、次に懲罰を科すのかを判断し、科すとした場合はどのような懲罰を科すべきかを審査する委員会であります。

よって、発言等の中身について、発言等の真相を究明するものではありませんので、本審査の趣旨に反する発言及び委員会条例第22条、秩序保持に関する措置に反する場合は、私から注意喚起を行います。

また、本審査については、配付資料に基づいて進めます。委員各位の御理解、御協力を切にお願いいたします。

それでは、配付しております資料のうち、村川清則議員による6月15日の新庁舎建設工事に関する調査特別委員会での発言をテープ起こした文面を御覧ください。

次に、今回の懲罰動議の提出理由についてありますが、既に6月16日の本会議で聞いております。また、動議提出に伴う趣旨弁明をタブレットに格納しておりますので、朗読を省略したいと思いますが、これに御異議ありません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、本懲罰動議の発議者に対し、質疑ありませんか。

○委員（木村博幸君） ただいまタブレットのほうに趣旨弁明が、提案理由ということで2ページ目に文章が載っておりますが、これは出したときですけど、6月16日の議場での提案理由を壇上で述べたときのやつが、少し皆さんも聞かれたと思いますけど、もう1回ここで追加の部分だけ読ませていただきます。

この文章にないところでいきます。3行はある部分ですけど、また、村川議員は、自民党市議団代表として百条委員会への出席辞退や委員会運営に関する一連の行動の中心的立場にあり、昨日6月15日の協議においても、委員会で問題となった資料について事前に確認していたことが明らかとなりました。

これから先が追加しているところをしゃべりました。さらに、前日逮捕された伊藤卓也容疑者・フリージャーナリスト、櫻井要による不正取得画像、音声、経路は不明としながらも、成松由紀夫議員の弁護士経由で入手したことが昨日の6月15日の百条委員会で明らかになり、これを利用して自民党市議団の情報発信に使用されている事実があります。

団長として、これらの不正取得データの利用をやめず、訂正、削除の措置も講じなかったことは、議会の公正性を著しく損ない、品位の尊重を汚す行為である。

要はSNSのデータがそのままになっているということで、古閑迫氏の盗聴された音声データもそのまま暴露し続けてると。古閑迫氏についてはそのまんま載せられてると。脅しがあるままになっていると。

○委員長（田方芳信君） 木村委員、個人名

は。

○委員（木村博幸君） そういうことで、証言者のほうがずっと出ているということになっております。

○委員長（田方芳信君） よろしいですね。

○委員（木村博幸君） はい。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で発議者に対する質疑を終了します。

次に、村川清則君より、本委員会において一身上の弁明をしたいとの申出がっております。

お諮りいたします。

村川清則君からの一身上の弁明を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員、一身上の弁明を許可することに決しました。

なお、弁明が終わりましたら、速やかに審査に移行します。

村川清則君の入場を許します。

（村川清則君 入場）

○委員長（田方芳信君） 村川清則君に一身上の弁明を許可します。

なお、弁明については、今回の懲罰動議が提出されたことへの弁明でありますことを理解していただき、内容についても簡素にお願いします。

○議員（村川清則君） 弁明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

まず、証人の勤務先を訪問し、証人に心理的圧力を与え、自由な証言環境を損なったということですが、公開質問状を手渡したのは証人喚問後であり、調査に必要な情報を得るための接触であります。心理的圧力を与える意図はなく、自由な証言を妨げるものでもありません。

また、議員団の代表として、一連の行動の中

心的立場にあったのは事実ですが、代表者として調査の適正性を担保するための行動であり、委員会の公平公正な運営を求めた結果であります。

さらに、委員会で問題となった資料について、事前に確認していたとありますけれども、代表者としての職務責任に基づく資料確認であり、これを懲罰事由とすることは正当な議会活動への不当介入に当たるのではないかと思います。

もともと懲罰動議は会期中、それも事犯発生後3日以内に提出しなければならないはずで、これは何かと対立の多い議会の中で、その乱発を防ぐための唯一の歯止めであります。この動議は懲罰手続の趣旨を逸脱した示威的な運用であると考えております。

以上、弁明とさせていただきます。

○委員長（田方芳信君） 村川清則君の退場を求めます。

（村川清則君 退場）

○委員長（田方芳信君） それでは、以上を踏まえて、村川清則君の6月15日の特別委員会における発言のどの部分が懲罰の対象となるのか、村川清則君に対し、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうか、また懲罰を科すとするれば、地方自治法第135条に定めるいずれの懲罰を科すべきかについて御協議を願います。

まずは、村川清則君の6月15日の特別委員会における発言のどの部分が懲罰の対象となるのか、御協議願います。

○委員（木村博幸君） 12ページをお開きください。

流れからいくと、橋本委員、木村委員、村川委員と出ておりますが、私はホームページの作成についていろいろお話を聞いた中、答える必要がありますかというふうなところも出てきておりますけど、その下の北園委員の下に木村とまた出てます。これはもう言動ですので、ここに

実際は載っていないんですが、早めにお願ひしますと。これはSNSから早めに不正データの使ったやつは削除してくださいという願ひをしたところ、村川委員は、納得はされているかわかりませんが、願ひはしてあります。

それを受けて、先ほど申し上げましたとおり、SNS画像がまだそのままになっていると。6月15日以降、現在まで続いているという事象がずっと続いております。

これは、どう処分の対象になるだろうと、確実に処分に値するんだらうというふうに考えるところです。

○委員長（田方芳信君） 今の件について、どこの発言が懲罰になるのか。もう1回よかですか。

○委員（木村博幸君） 提案理由、議場でやったところで簡単に言いますと、不正データをそのまま流しているというところで、証人をそのまま訴えますというところが載っております。それと、SNSの中で音声データも流しております。

○委員長（田方芳信君） そこが懲罰……

○委員（木村博幸君） 懲罰に値すると思います。第151条、第153条、それに該当するということです。

○委員長（田方芳信君） それが、さっき言ったところで、特別委員会における発言のどの部分が懲罰の対象となるのか。そこんところはどうか。

○委員（木村博幸君） ですから、ここでは、言動ですから。言動ですので、ここでは、団長、早めにお願ひしますというところで、削除を早くしてくれと。コンセンサスが取れてないからということで、そのままになっているところの話のくだりのずっと後なんですけど、それがそのままになっているということです。

○委員長（田方芳信君） ちょっとそこのとこがまだ発言としては、ちょっと成り立たな

い。ここに委員長の、団長、早めをお願いいたします。ちゅうことで、このあれに……

○委員（木村博幸君） これ、議事録ですので、言動――。

○委員長（田方芳信君） だけん、それは……。もう言われましたので、ほかにありませんか。ほかに御意見等はありませんか。

○委員（橋本幸一君） 私は、先ほどの北園議員と、ある程度ケースが、同じ日の出来事ですので、最初のこの起算日というのが、私はもうこの事案が発生した、懲罰事犯があった日から起算して3日とする。懲罰事犯というのは、やはり持っていった日ということで捉えなければならぬかというのと、それと、先ほどの証人、規則第153条についても、北園議員と同じような捉え方でありまして、これについては、懲罰の必要ないと捉えております。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（友枝和也君） 先ほど弁明にありましたけど、証人に対する圧力なら証言する前に行って言うのかなと、こういう証言はしてほしくないとか言うのかなと思いましたが、証人された後、確認のために、その公開質問状を持っていったと。だから、証人に対する圧力、証言に対する圧力ではないのかなと思っておりますので、懲罰にはならないのかなと思います。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（金子昌平君） 関連でいいですか、今のに。

今回は心理的圧力ということですよ。対面で会っていらっやらないし、公開質問状というところで、文章でのやり取りというところで、心理的影響を与えたかという、そうでは私はないというふうに思いますので、この件については、容認はちょっとできないです。

○委員長（田方芳信君） ほかにありません

か。

○委員（木村博幸君） 今、2人の発言ですけど、それはもう1人目の北園議員のところでもう出尽くした問題かなと思いますので、あえて答えを返すことはありません。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（金子昌平君） これは先ほど橋本委員もおっしゃいましたし、これまでも述べてきたとおりなんですけれども、やっぱりこの行動自体が隠蔽というふうな行為には私はならないというふうに思うんですね。

なので、事犯が発生した日から3日以内という厳格なルールに全く該当しないと思われますので、私は取下げをされたほうがいいんじゃないのかなというふうに思います。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） まずは、その3日ルールという部分をまた説明しないといけないなら、もう1回説明しますけども、いいですか。

地方自治法第135条第2項については、懲罰の動議は、事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならないと定義しています。しかし、この定義の趣旨は、議会内の秩序維持を迅速に行うことと、古い事案を蒸し返して意図的に懲罰を行うことを防止すること、この2点がこの規定の趣旨であります。

したがって、議会が事実を知り得なかったにもかかわらず、形式的に3日を経過したとして懲罰が消滅するという解釈をするのはいかなものかというふうに思います。

仮に、犯罪事犯が隠匿されていた、本人が拒否していた、議会が客観的に把握できなかったという場合まで実際の発生日から3日と解釈すると、本人が事実を隠し通せば懲罰を免れるというふうなことになってしまうんですね。

前提は分かりますよ。第160条の部分につ

いて前提は分かります。ただ、今回の場合には、事犯が違うということをお伝えしたいだけであって、3日ルールについては、起算日について違う見解をしたいということだけです。で、そこをちょっと聞いてください。

これは、法の一般原則ということで、信義則、権利濫用禁止、公平の原則にも反しております。したがって、議会が懲罰事由を客観的かつ公式に認識した時点を基準に3日を起算すべきであるとの解釈が合理的であります。

本件では、百条委員会において証言をした人がいます。令和8年6月15日に本人が事実を認めたのであれば、少なくとも議会としては6月15日に初めて懲罰事由の存在を公式に確認をしたということになります。であるならば、今回6月15日の懲罰動議が提出されており、これは適法であるとの主張が十分成り立ちます。

本件は、事犯発生日から起算すべき事犯ではなく、議会が懲罰事由を公式に認知した日を起算点と解釈すべき事犯であります。もし発生日を基準とするならば、何度も言いますが、事実を隠蔽した者ほど懲罰を免れる結果となり、地方自治法第135条の趣旨に反するものであります。

したがって、議会が本人の自認によって事実を正式に確認した令和8年6月15日を起算日とするのが法秩序の常識であります。ということで起算日を6月15日というふうに私は考えるというところです。

そして、今、先ほど、弁明の部分がございましたし、また、公開質問状のことが出てきましたけども、また同じことを言ってもこれ仕方がないなと思いますので、公開質問状の内容が問題なんですよ、内容が。

質問状をするならば委員長に尋ねて、こういうふうなことでしますということならば、百条委員会で言えばいい話ですから、公開して質問

すればいい話ですから、わざわざ職場まで行く必要ないわけですよ。それをわざわざ行って、公開質問状、しかもそれは3人にされている。

逮捕されている櫻井要、偽名です、それは。伊藤卓也という人、会ったことあるんですか、皆さんは。

○委員長（田方芳信君） 第三者の名前、出さないように。

○委員（堀口 晃君） いやいや、もう偽名ですからね。存在しない人ですから、いいとして。村川議員の部分について、お話をさせていただきたいと思います。

まずは2ページ。これ、前段の1ページの下の方から続きがあるので、読ませていただきます。

木村議員のほうで、委員会の議題に入る前に退席することは、地方自治法第100条に基づく委員として、調査義務を、——調査義務を調査義務に反しない。何だ、これ。基づく委員として調査義務を調査義務に反しないとお考えで。（「誤字ですか」「文字起こしなんで間違ってる」と呼ぶ者あり）要はここで退席をするってことですよね。退席する。議題に入る前に退席することは、これは放棄ではないですか。権利の放棄になりませんかという話です。村川議員、何て答えているかということ、権利の放棄と言えそうなるかもしれませんって。

こんなことを自民党の代表がですよ、権利の放棄と言えそうなるかもしれませんなんていう、こんな捨てぜりふみたいなところ。この部分が1つ。

そして、10ページ。中段にある、村川委員、委員の3名ですかという。山本委員が3名だったり、自民党の中で自民党黨員が出ることになってしまうので、その自民党としてやったんじゃないかというふうに思われる可能性あるんじゃないですか。その中でやっぱりちゃんと

そういうことは確認されたんですか、事前にと
いうことで、次、ここです。村川委員が、事前
に提供されたんだったのですかね——クエスチョ
ンなんですかね。時系列に一応、だからちょっ
と時間がなかったんで、この3人はもう確認し
ましたけどもということの、もう確認をしてい
るということですね。3人で確認をしたという
こと。それを知っていたという事実がここにあ
るということ。

それから17ページ。17ページに、これは
北園議員の部分で、村川議員と一緒にいったと
いうことが出てきますので、この百条委員会の
発言の、村川議員の発言ではないんですが、村
川団長と2人で出向いてというところがござい
ます。職場に出向いたという。この部分を私は
その懲罰の対象として挙げさせていただきたい
というふうに思います。

そこで、委員長、いいですか。今回の市議会
の一連の混乱において、この村川議員こそが諸
悪の根源である、本丸であるということは、こ
の趣旨説明からも一目瞭然であります。

北園議員、橋本議員の個別の問題行動を裏で
糸を引き、容認し、あるいは自ら主導してきた
のが、ほかならぬ会派の代表、村川議員であり
ます。

ほかの2人の議員とは異なり、村川議員は1
議員としてではなく、最大会派の代表、団長と
しての重い政治的、道義的責任があります。

冒頭の全員協議会で私が先ほど言いました成
松議員の逮捕を受けて、身を厳しく律し、信頼
回復に努めると頭を下げたのは、村川議員本人
であります。市民や議会に対して公式に頭を下
げたその裏で、百条委員会の証人の職場へ乗り
込み、圧力をかけるという行為を自ら主導して
いた。これは、議会と市民に対する極めて悪質
な裏切りであり、世論を欺くペテンであります。
これほどの二面性を持つ人物に議員の資格は
ありません。

幾つかございます。北園議員と共に証人の職
場へ行き、直接的な圧力を行った。橋本議員が持
ち込んだ真偽不明の不当な資料を事前に確認、
容認していた。会派として百条委員会の出席辞
退を主導し、委員会運営を麻痺させようとし
た。ほかの議員の暴挙は全て村川議員の指示ま
たは容認の下で行われた組織的妨害であります。
トカゲの尻尾切り。北園議員や橋本議員の
処分で終わらせては絶対にならず、この構造を
デザインした首謀者である村川議員に最も重い
懲罰を科すべきだというふうに思っております。

そこで、百条委員会、地方自治法第100条
に基づく委員会は、議会に与えられた最も重い
権限です。村川議員の行動は、その調査を真つ
向から潰しにかかるものであります。証人へ
の圧力、不当資料の事前検閲、委員会のボイコ
ット、これらは単なる議事妨害の域を超え、八
代市議会の自浄作用そのものを暴力的に停止さ
せようとした議会制民主主義へのテロ行為であ
ります。

北園議員の証人威迫、そして橋本議員の不当
資料の持込み、これらは一見別々の規律違反に
見えますが、その全ての裏にいたのが村川議員
であります。

自ら証人の職場に乗り込み、不当資料を事前
に把握し、会派のボイコットを指揮した。これ
は単なる同調者ではなく、議会の攪乱工作の主
犯、司令塔になっております。

村川議員は、全員協議会で市民と議会に対し
て信頼回復に向け努力をすると厳粛に誓いまし
た。あの謝罪は何だったんでしょうか。口先で
は頭を下げながら、裏では百条委員会を徹底的
に破壊しようと画策していた。この人物が今後
いかなる謝罪や反省の弁を述べても、もはや一
言半句たりとも信用することはできません。再
生の余地は完全にゼロであります。主犯であり
ながら自らの言葉に一切の責任を持たず、反省

の姿すら懷疑するところであります。

このような人物が今後も自民党八代市議団のトップ、あるいは1人の議員として議席にとどまり続けることは、市議会全体の品位を永遠に泥まみれにさせることを意味します。実行犯である部下よりも、それを指揮した主犯の罪が重いのは法治国家の常識です。八代市議会の崩壊を止め、市民の信頼を辛うじて取り戻すため、唯一の道は、村川議員に対し議員の身分を失わせる、あるいはそれに匹敵する重要な懲罰を科すこと以外にありません。

以上、私の弁です。お願いします。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、それでは、意見も出尽くしたようでありますので、これより採決に入ります。

まず、最初に、本件は懲罰事犯として懲罰を科すべきものと決定することについて採決いたします。

採決は挙手にて行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

村川清則君に対して懲罰を科すことに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手多数と認め、本件は懲罰を科すことに決しました。

しばらく小会します。

（午後5時03分 小会）

（午後5時05分 本会）

○委員長（田方芳信君） 本会に戻します。

懲罰について、何か御意見はありませんか。

○委員（木村博幸君） 村川議員についてですけど、職場を訪れて公開質問状を手渡すという行為については、非常に威圧感のある行為だと思います。

また、SNSを使うデータが問題があります。6月15日に知り得たところでは、フリージャーナリスト、櫻井と名の方からの情報が弁護士経由で入ってきたと。これを使ってSNS、要は八代自民党の市議団のホームページのほうに掲載がされております。

百条委員会でも申しましたが、それは早く取り下げてくださいというお願いをしたんですが、現在なお、まだ取り下げてありません。本人は、コンセンサスがということを述べられておりましたが、そんなにコンセンサス取るのに何日もかかるのかなと疑問が湧くわけです。

それよりも何よりも、1日でも半日でも早く削除していただきたい。証人を保護したい。証人は本当につらい思いを今でもされてます。これがずっと続いているということはもう、私はもう除名以外ないと思っております。

御判断のほどよろしくお願いします。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、村川清則君に除名の懲罰を科すべしと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手多数と認め、村川清則君に対し、除名の懲罰を科すことに決しました。

なお、ただいま決定されました、除名の懲罰を科すことについては、次回の本会議冒頭で委員長報告を行い、本懲罰について、本会議で可決されれば、除名の懲罰を科することになります。

◎永江恵子君に対する懲罰の件について

○委員長（田方芳信君） 次に、6月16日の本会議で本委員会に付託されました永江恵子君に対する懲罰の件を議題といたします。

審査に入ります前に、6月16日の動議提出に伴う趣旨弁明をタブレットに格納しておりますので、御覧ください。

次に、本委員会での懲罰事犯の審査の進行について、委員長から委員各位にお願いがございます。

まず、本懲罰特別委員会は、去る6月16日の永江恵子君の言動等が懲罰事由に該当するかを審査する場であります。

具体的に申し上げますと、地方自治法、会議規則並びに委員会条例に違反した言動等があったのかを判断し、その言動等が違反している場合、次に懲罰を科すのかを判断し、科すとした場合、どのような懲罰を科すべきかを審査する委員会であります。

よって、言動等の中身について、言動等の真相を究明するものではありませんので、本審査の趣旨に反する発言及び委員会条例第22条、秩序保持に関する措置に反する場合は、私から注意喚起を行います。

また、本審査については、配付資料に基づいて進めます。委員各位の御理解、御協力を切にお願いいたします。

次に、今回の懲罰動議の提出理由についてですが、既に6月16日の本会議で聞いております。また、タブレットの動議案を格納しておりますので、朗読を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、本懲罰動議の発議者に対し、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で発議者に対する質疑を終了いたします。

次に、永江恵子君より、本委員会において一身上の弁明をしたいとの申出がっております。

す。

お諮りいたします。

永江恵子君からの一身上の弁明を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、一身上の弁明を許可することに決しました。

なお、弁明が終わりましたら、速やかに審査に移行します。

永江恵子君の入場を許します。

（永江恵子君 入場）

○委員長（田方芳信君） 永江恵子君に一身上の弁明を許可します。

なお、弁明については、今回の懲罰動議が提出されたことへの弁明でありますことを理解していただき、内容についても簡素に願います。

○議員（永江恵子君） 今回の私の懲罰に対する弁明をさせていただきます。

今回の私のたーみー議員への行為について、事実関係と私の認識を説明します。

令和8年6月16日の本会議終了直後、議場を後にして、先を歩いていたたーみー議員に後方から追いつき、声をかけました。その理由は、同期の新人議員として、たーみー議員の様子を心配したためです。

審議されていた内容が非常に難しい内容であり、経験や知識の面でまだ十分ではない私たち新人議員にとって、理解や判断に大きな責任を伴うものであると私は認識しておりました。

そのような中で、たーみー議員の発言、その後の様子から、私には精神的な負担や動揺があるように見受けられました。そのため、同期議員としての体調や精神面を気遣う趣旨で声をかけたものです。

私の行動は、同期議員としての信頼関係を前提とした配慮と心配の気持ちに基づくものであり、相手を威圧したり不快な思いをさせたり、あるいは議会活動を妨げたりする意図は一切あ

りませんでした。

一方で、私にそのような意図がなかったとしても、結果として相手が不快に感じられたのであれば、その受け止めについては真摯に受け止めたいと考えております。

本件については、行為の一部のみを切り取るのではなく、そのときの状況、私が行動した理由、目的及び経緯を含めて総合的に判断していただきたいと考えています。

また、これまで同期議員として活動してきた経緯や相互の信頼関係についても、判断材料の一つとして御考慮いただければ幸いです。

私は、同期の新人議員を案ずる気持ちから行動したものであり、議会の秩序を乱す意思や相手に圧力をかける意思は全くありませんでした。以上の点を踏まえ、事実関係に基づき、公平かつ透明性のある判断をお願い申し上げます。

以上、私の弁明を終わります。

○委員長（田方芳信君） 永江恵子君の退場を求めます。

（永江恵子君 退場）

○委員長（田方芳信君） それでは、以上を踏まえて、永江恵子君の言動等のどの部分が懲罰の対象となるのか、永江恵子君に対し、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうか、また懲罰を科すとすれば、地方自治法第135条に定めるいずれの懲罰を科すべきかについて御協議をお願いします。

○委員（堀口 晃君） この発議案の中においては、複数回体当たりを行った事実数名の議員の関係者によって目撃されており、動かしがたい事実であるというふうなことがございます。

今、永江議員はその弁明の中で、後ろから近寄った、近づいたというようなお話をされて、複数回体当たりをしたという行為は認めていらっしゃる、今、弁明の中もおっしゃって

いらっしゃらないということがありますので、これについて、実際た一み一議員にそれがどうだったのかということを聞いてみないと、永江議員が弁明の中でもそれを言っていないというのはまた問題かなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ただいま、た一み一議員に対して事実確認を行いたいとの申出がっております。

お諮りいたします。

参考人に対して、事実確認を行うことに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、参考人に対し事実確認を行うことに決しました。

なお、事実確認が終わりましたら、速やかに審査に移行します。

た一み一君の入場を許します。

（た一み一君 入場）

○委員長（田方芳信君） た一み一君に事実確認のための発言を許可します。

なお、今回の懲罰動議が提出されたことに対する事案の事実確認でありますことを理解していただき、内容についても簡潔に願います。どうぞ。

○議員（た一み一君） 有志の会、た一み一でございます。

事案の経緯について説明させていただきます。

先ほど永江議員からの説明があったとおり、さっきの懲罰動議、可決された後に議場から会派室に向かう途中の事案でございます。

ただ、歩いている途中に、もう後ろから、結構な強い勢いで体当たりされて、体当たりされながら、何しよっとねと、かなり強い語気で、何しよっとねと言われました。

そして、結構自分も動揺して、どういう意味

かも、意図が分からなかったので、えっというふうに答えました。そしたら、また強めの体当たりをしながら、だけん新人議員は関わんなて言ったたいと、かなり、もう表情も結構険しい怒った表情でした。

それに対しても意図が分からなかったので、また、えっと聞き返しました。そしたら、永江議員はまた、ちょっと体当たりしながら、だけん新人議員は関わんなて言うたたいと、結構な語気を強めて言われました。そこで事案は終わりです。

以上です。

○委員長（田方芳信君） た一み一君の退場を求めます。

（た一み一君 退場）

○委員長（田方芳信君） それでは、双方の話を聞いた上で、再度御協議を願いたいと思います。

○委員（木村博幸君） 永江議員のお話からすると、非常に、同期の議員をかばう、気遣う、案ずると、そういう表現がありましたが、片やた一み一議員からすると、何しよっとねと。新人議員が関わんなて言ったたい。だけん新人議員が関わんなて言ったたいと。体当たりが今の話でいくと3回あっております。強めの3回ということで、た一み一議員がびっくりしているというのと、新人議員が関わんなて言ったたいという意味が分からないと、聞いたらそう言うんですね。

ですから、その辺も、何が何だか全く分からない中、3回も体当たりされたというのは非常に苦痛だったかなと思っております。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（蓑田由貴君） 私は近くで見てたんですけれども、近くで見てたときに、懲罰委員会の発議が終わった後、もうすごいけんまくでた一み一議員のところに行って、肩をすごい強さ

で突撃している状況を見ました。

なので、いかにも何かけんかが始まりそうな勢いがあったので、止めに入らなきゃというふうに私自身思ったので、さっき一部を切り取るだけではなくというふうにおっしゃいましたけど、あの状況はやっぱり怖かったというか、私自身も怖いと思ったので、怖いことだったと思っています。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（西村英昭君） 永江議員とた一み一議員、それぞれのお話をお聞きして、全然言っていること違う。ただ、今のお話では、永江議員は、自分は気遣いと言っていましたけど、やられたた一み一議員のほうは決してそうではないということは、もうはっきり言っている。

これは単に危険な人物ですね、言ってみたら。これはもう何らかの対応をしなきゃいけないと思います。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（小川貴史君） た一み一議員からも、私も直接こう話を聞いて、僕のすぐ後ろを来てたので、僕はその場面というとは見とらんとですけど、新人議員は関わるなて言ったたいっていうのをすごい形相で言ってきたというのは聞いて、もうこれは、関わんなて言ったたいっていうのは、これは言論封殺でしかなくて、新人議員であろうがベテランの議員さんであろうが、我々が市民から負託を受けて議員になったことには変わりがないわけであって、そのことをもう本人は全く認識していない。

認識していないというのが、さっき弁明の際に言われましたけど、本人の口から出ましたよね、新人には荷が重い。新人には荷が重いってどういうことですか。

新人だろうがベテランだろうが、1期だろう

が2期だろうが3期だろうが、市民から負託を受けた議員であることには変わりがないわけであって、そのようなものを言うっていうのは、ちょっと、何のために自分が議員になられたのかなと。もう自分を選んでくださった市民の方たちをも愚弄する発言だと私は感じております。

以上です。

○委員長（田方芳信君） 小川委員に改めて確認を取らせていただきますが、体当たりに対しての部分と、新人には荷が重いとの発言が懲罰の対象となり得るという考えでよろしいでしょうか。

○委員（小川貴史君） 体当たりという部分はもう間違いありません。僕が言いたい趣旨は、その新人議員がどうのこうのというよりは、新人議員は関わるなと言ったたいというその圧力が、もう言論封殺にしか聞こえないというか、本人もそのように多分受け取ったんじゃないかなと私は感じております。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（友枝和也君） 暴力行為が、昭和の私たちの時代の感覚で言えばもう駄目なのかと思えますけども、本人が言ったとおり、悪意はなかったという感じと取られた方の感じが全然合っていないので言えませんが、体当たりなのかスキンシップなのか、その差が、私は見とらんけん分からんとですけど、暴力行為じゃない、体当たりなのか、その辺がちょっと。私が蓑田委員とかにしたらそれはもう完全にアウトなんですけど、そこが曖昧なところで何とも、懲罰に値するののかのその加減が私にも分からないちゅうところで、懲罰にはちょっと厳しいのかなと、一言言っておきたいと思います。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（山本敬晃君） 私もこの事案があつてから、本人、当人の2人と各その議員の、私も代表ですけども、と、議会事務局の職員の方と、あと議長、副議長に入っていて、事実関係も確認をしておりますので、この事実に関しては懲罰に科すべきというふうに考えます。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、それでは、意見も出尽くしたようでありますので、これより採決に入ります。

まず、最初に、本件は懲罰事犯として懲罰を科すべきものと決定することについて採決いたします。

採決は挙手にて行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

永江恵子君に対して懲罰を科すことに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本件は懲罰を科すことに決しました。

しばらく小会します。

（午後5時27分 小会）

（午後5時30分 本会）

○委員長（田方芳信君） 本会に戻します。

懲罰について、何か御意見はありませんか。

○委員（金子昌平君） 戒告でお願いします。

○委員長（田方芳信君） 戒告で。

ほかにありませんか。

○委員（蓑田由貴君） 陳謝でお願いします。

○委員長（田方芳信君） それでは、科すべき懲罰が2つ以上ある場合は、一般的に重い順に採決することとされております。

採決は挙手にて行いますが、挙手しない者は

反対とみなします。

まず、永江恵子君に陳謝の懲罰を科すべしと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(田方芳信君) 挙手多数と認め、永江恵子君に対し、陳謝の懲罰を科すことに決定しました。

ここで小会します。

(午後5時31分 小会)

(午後5時43分 本会)

○委員長(田方芳信君) 本会に戻します。

それでは、陳謝と決定しましたので、その文につきまして、書記より朗読いたさせます。

○書記(右田理絵君) 陳謝文案。

令和8年6月16日本会議の懲罰に関する審議終了後、たーみー議員に対して体当たりしたこと及び新人議員は関わるなと発言したことにつきましては、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責を顧みて、誠に申し訳ございませんでした。

ここに深く反省し、誠意を披歴して、衷心から陳謝いたします。

令和8年7月1日、八代市議会議員、永江恵子。

○委員長(田方芳信君) それでは、陳謝の文面については、御協議いただいた内容とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(田方芳信君) 挙手多数。この文面を陳謝文とすることに決しました。

以上で付託された案件の審査は終了いたしました。

なお、ただいま決定されました陳謝の懲罰を科すことについては、次回の本会議冒頭で委員長報告を行い、本懲罰について、本会議で可決されれば、陳謝の懲罰を科することになります。

お諮りいたします。

委員会調査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田方芳信君) 御異議ありませんので、そのように決しました。

これをもって、北園武広君、橋本貴喜君、村川清則君、永江恵子君に対する懲罰特別委員会を閉会いたします。

(午後5時45分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和8年6月18日

北園武広君、橋本貴喜君、村川清則君、
永江恵子君に対する懲罰特別委員会
委員長